



イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業の営業所（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の許可を受けた者が営む同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であつて、風営法第三条第一項の許可（風営法第二条第一項第一号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）

ロ 風営法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の営業所

二 育成就労外国人に、接待（風営法第二条第三項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。

三 育成就労外国人を、第一号イの括弧書の規定により風営法第二条第一項に規定する風俗営業の営業所から除外される営業所において業務に従事させる場合にあつては、接待を行わせないための必要な措置を講ずることとしていること。

四 外食業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）

において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

五 外食業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

六 外食業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

## 附 則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。